

第 1 号（平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

平成25年10月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（10月30日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
報告第12号 専決処分報告について	5
議案第45号 工事請負契約について同意を求める件	8
閉会	14
署名議員	15

平成25年10月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

平成25年10月30日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年10月30日午前 9時59分 議長 村田忠文

閉会 平成25年10月30日午前10時34分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

7番	古川	昭義	5番	岩田	剛
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村喜代一	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝	議会書記	菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
-----	-------	-------	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 自然休養村管理センター館長兼務	池田 清隆	企 画 財 政 課 長	脇本 和弘
税 務 課 長	中島 一也	住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘
高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章	保 健 セ ン タ ー 所 長 ・ 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 兼 務	奥山 英高
建 設 課 参 事	畑中 智博	産 業 環 境 課 長	宮崎 光
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦	学 校 教 育 課 長	小川 淳一
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	藤崎 裕司

#### 議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

# 平成25年10月井手町議会臨時会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成25年10月30日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第12号 専決処分報告について
- 第5 議案第45号 工事請負契約について同意を求める件

## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日、汐見町長より10月臨時町議会を招集されました。議員各位におかれましては、提案されております各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思いますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成25年10月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、古川昭義議員、5番、岩田剛議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、工事請負契約について同意を求める件1件、専決処分報告の案件1件、以上2件であります。なお、本日の日程は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて今回、臨時町議会を招集させていただきましたのは、梅溪橋上部工工

事の予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意が必要となったことによるものであります。

また、専決処分の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、処分を行ったときには、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めることとなっておりますので、あわせて提出いたしております。なお、詳細につきましては担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（村田忠文） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。

去る10月24、25の2日間、井手町議会管外視察研修を神奈川県箱根町へへ行いましたので、議員派遣報告書の写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願ひます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第12号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（報告第12号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） ページ数で言って、最後の8ページですけども、今回、また災害復旧の費用ということですが、9月議会の追加で提案された第3回の一般会計の補正予算に、災害復旧、急遽乗せてもらったのとどう違うのかということなんですが、第3回的时候には、各課合わせて、建設と産業両方合わせて約20カ所の復旧箇所の委託料ということで1,900万上がったと思うんですけども、そのときの財源内訳を見ますと、地方債と一般財源と

の財源の区分が9対1ぐらいで、ほとんど地方債認めて、起債が認められているということやったと思うんですけど、今回の同じ災害復旧事業やと思うんですけども、財源の割合が随分違うと。地方債9割も起債するような形にはなってないですよ。比率が違うんですけども、それはどう違うのかということ。

同じ事業名があるんです。第3回で大正池管理道路災害復旧事業の委託料ということで100万円上がったんですけど、今回も同じ事業名で委託料が620万円上がっているんです。これは、同じものに対して、一旦100万円上げたけど、またさらに620万追加しなあかんということなのか、また、その箇所が違うとか、どうして同じ事業名で2回目の予算が上がっているのか。

それと、今回上がった委託で設計をすると思うんですけども、それは何か所分になるのか。箇所でいうと、特に大正池の管理道路とか取水堰とかいうたらわかるんですけど、3つ目に出てくる農地災害復旧事業の60万というのは一体どういうところのことを指すのか、対象の説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地方債の充当率の関係のご質問かと思います。前回第3回の補正予算等々で出ささせていただいています中で、公共土木施設の関係につきましての充当率は100%であって、今回、農地、農林施設等であれば90%の充当があるというふうなことでございます。ただ、地方債につきましては、10万円単位の借り入れになりますので、充当額90%を掛けて10万円単位にした数字がこちらの数字、地方債の欄に入ってきておるというふうなことでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 宮崎産業環境課長。

産業環境課長(宮崎 光) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

前回の補正予算と同じ項目になっているということでございますけれども、これにつきましては、多分、大正池管理道路災害復旧事業という形のものが前回も出ておりました。今回も同じ形が出ております。これにつきましては、



同じ箇所を追加する部分と、それと新たに測量設計をする部分が入っているという形でございます。

それから、今回上がった事業費はどのようなものであるかというご質問でございますけれども、それにつきましては、まず、大正池管理道路災害復旧事業につきましては、大正池の管理道路と、大正池のところの堰堤があるんですけども、その下の部分の玉川護岸の測量設計を上げさせていただいております。この2カ所を上げさせていただいております。

そして、続きまして、大正池取水堰等災害復旧事業につきましては、玉水から大正池に水を取り入れている部分がございますして、その取水堰のところに土砂がたまっていたり、それからあと護床ブロックが壊れているというものもございますので、そういうところを直していくという形でございます。

それともう1点、大正池の水生植物園の改修、それから、岡田水路の廃路の処理に係る測量設計の3つでございます。

そして、もう一つですけども、井手地区農地災害復旧事業につきましては、これ1件ございまして、南開の竹林農地の1筆でございます。そこも崩落していますので、測量設計費を計上するものでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 今回、農業関係の施設だけなんですけど、今回の災害で玉川も南谷川も、それから多賀の方で宮ノ後の方の川とかが、すごい土砂が上流から流れてきて堆積しているとか、大きな石がごろごろと転がったままになっているわけですね。それは建設の方の仕事なのかもしれませんが、府の方にお願ひせんなん、大きな河川についてはあると思うんですけども、このまままた冬越して春の観光シーズンを迎えることになると、非常にダメージだと思うんですけども、その辺の河川のしゅんせつ等についてはどういう計画になっているか。災害復旧全体の計画がどうなっているか、ご説明いただける部分はないでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博） ただいまの谷田議員のご質問にお答えさせていた

だきます。

まず災害についてでございますけれども、災害につきましては、12月2日の週でございますけれども、国による災害査定がございます。それによりまして災害額が決定いたしまして、その後に設計されるという形になっております。

さらに、議員ご指摘の南谷川につきましては、後庵川も含めてでございますけれども、京都府によりまして、12月の中旬にしゅんせつの工事を発注する予定と伺っております。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより報告第12号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第12号について承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員であります。したがって、報告第12号は承認することに決しました。

日程第5、議案第45号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博）

（議案第45号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） この梅溪橋の工事の下部工からの経過ですけれども、昨年 1 1 月に臨時議会で下部工の工事が議決されまして、5 日に議決したんですけれど、次、8 月 1 3 日に専決で価格の変更が行われているんですね。上部工の方が 8 月 1 5 日に 1 回目入札の公告が出ていて、9 月 6 日に開札予定やったけども、5 日になっても応募がなくて中止を決めた。そういうのがずっとこの間の経過やと思うんですけど、下部工が専決で 1 3 日に変更しているわけですから、工期が当初の議決のときより延びているわけですね。それは、価格変更のときにも工期が延びたという説明があったんですけども、下部工の方も延びてきているので上部工の方もおくれになっていると思うんですが、もう 1 回確認したいんですけど、下部工はいつ完成予定で最初契約した。それで、いつ延長というか、変更した。それで、結局いつ完成したのか。専決が 8 月 1 3 日で、1 5 日には次の上部工の入札公告してはるわけですよ。その間 2 日しかないんですけど、いつ完成して検査したのかなというのが非常に疑問に思っているんですけど。

1 回目の入札のときのデータも、下部工の入札のときのデータも、井手町のホームページの入札結果の公表のところにはないんです。ほかの工事は全部、入札中止になった町営住宅の耐震工事の入札の公告についても全部載ったままになっているんですけども、梅溪橋の工事の分は、去年の結果のところにもないし、ことしの入札の 1 回目の結果のところにも載ってないんです。

それで、ちょっとわからへんから聞きたいんですけど、1 回目の入札のときの予定価格は幾らやったのか。今回、予定価格を幾らに見直したということがあるのか。その予定価格を見直すということは、設計そのものも見直したりしているのか。今回、何社が応募して、それぞれの入札額は幾らで、この業者の落札率は幾らなのか、お尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博） ただいまの谷田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず下部工についてでございますけれども、今回、最終的な工期は平成 2 5 年 9 月 1 8 日でございます。ただ、今おっしゃっている下部工の当初の工期につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、調べまして直

ちにご報告させていただきます。

それと、1回目の予定価格と2回目の予定価格ということでございますけれども、ただいま1回目の予定価格が手元にございませんで、それも調べさせていただきます。2回目の予定価格につきましては、税抜きで6,756万6,000円でございます。

3点目、設計の見直しを行ったのかというご質問についてでございますけれども、設計の見直しは行っておりません。ただ、京都府の工事単価の改定がございましたので、それによる見直しは行わせていただきました。

4点目、何社応募があったかというご質問についてでございますけれども、1社でございます。発注予定のショーボンド建設株式会社京都支店でございます。それと、落札額、応札率ということでございましたのでお答えさせていただきますと、落札額が税抜きで6,750万円、応札率99.9%。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 1回目の額を先に聞かせてもらいたいと思うんですけども、工期が結局9月18日まで延びたわけですよ。そやけども、上部工の1回目の入札は8月15日にもう公告してはるわけですね。そういうことは、工期、まだ完成してないのに上部工の入札をするということはあることなのか。

最初の去年の臨時会の際に、一体で発注せよという意見が出ていたわけですね。橋なんて1つのもの違うのかと。一体に発注して、全体の計画の中で幾らかかるか見て、債務負担行為を起こすとか、そういうこともあるの違うかという質問も出ていたけど、別々の工事ですということやったんです。別々の工事なら、それこそほんまにすごい時間がかかる8カ月以上かかるというような話ですから、これは上部工の完成を待たずに発注してはるわけやから、逆に、もっと早く発注しようと思ったらできたんちゃうかという気もするわけです。それが1点。

それと1社入札の件ですけど、前回、住宅の耐震補強のときにも聞きましたけども、それで競争性が担保されるのかということなんですけど、しかも、今度は99.9%といたら、その上限いっぱいいっぱい出してきてはるわ

けじゃないですか。前回、入札不調やったわけで、これはもうどっこもないなど。もういっぱいいっぱいを出してみようということなのか、それでほかに応募しはるところあったら、別にうちはせんかていいわという感じが見え見えなんですけど、それでもやっぱりやらなあかんのかと。どうしても、急いでる工事ですよ。私も早くしてほしいとすごく思っていますけれども、だけど99.9なんていう数字が出てきたら、ほんまにこれでええのか。もう1回ちゃんときちんと内訳やらもう一遍見てとか、発注審査会をもう1回開いて検討するとか、そういうことはできひんかったのか。発注審査会、今回もう1社しかないということがわかった時点でやられなかったのかどうか。

それと完成の時期ですけど、町の発注見通しを見ていたら、橋の工事プラス町道の工事も発注の予定あると書いてあるわけです。そしたら、橋はかかったけど、町道として通れるようになるまで、町道の工事の期間4カ月ぐらいと書いてありましたから、実際に橋をかけている最中から町道の工事をできるんやったらいいですけども、最終、きょう議決したとして、工期8月29日までで、8月末に通れるようになるのか。さらにまだ町道の工事が必要で、完成見通しはもっと後やということなのか。その点お願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 畑中参事。

建設課参事(畑中智博) ただいまの谷田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどちょっと保留させていただいた答えのことから回答させていただきます。下部工の当初工期は平成25年3月25日でございます。それともう1点、第1回の予定価格でございますけれども、7,796万5,000円でございます。

それと、もう1点答弁させていただく内容がございました。井手町のホームページに載ってないんですけどもというご質問があったかと思えます。この件につきましては、電子入札につきましては、京都府入札情報公開システムに掲載することになっておりまして、そちらの方で掲載させていただいております。

それと、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

もっと早くできなかったのかというご質問があったと思えますけれども、この工事につきましては、前回この下部工の工事のときも中村理事の方から

回答させていただきましたけれども、橋梁といいますのは上部工と下部工別々に発注するというのがごく一般的でございます。まして、上部工につきましては特殊工事になりますので、これを分割して発注するというのが一般的でございます。それと、工事の特殊性ということから考えまして、今回、上部工工事というのを分けさせていただきました。

それと工事の時期でございますけれども、当初、おっしゃるように8月15日で下部工の工事が終わってない時期に発注させていただいております。もっと早く発注できたかというご質問もあったかと思っておりますけれども、おおむねそういうことも可能ではございますけれども、下部工の一定のめどが立ってからでない、やはり上部工といいますのは、一旦工場で製作して現地に据えるという工程を持つものでございますので、下部工があらかた現状が確認できないと上部工の発注も、もしかするとミスのおそれがございますので、そういうことを鑑みまして、大体その辺の工期をとらせていただきました。

さらに、1社で競争性が担保できるのかというご質問があったと思っております。これは前回、議員ご質問があったかと、同じ答えになりますが、一般競争入札において応札者が1社ということが直ちに不当な競争とは考えておりません。一般競争入札は、任意の事業者が参加資格の確認を受けて入札に参加されますので、入札に参加される時点で既に他の事業者と競争されているというふうに考えております。

さらに4点目、99.9%、高応札率でどうしたのかと、それで問題ないのかというご質問があったかと思っております。高応札率につきましては、私どもは高応札率の場合は直ちに、入札があった場合、一旦保留をかけまして、今回の場合でしたら、発注審査会の会長である副町長に協議を行いまして、その後、企業から事業者と聞き取り調査を行いました。その結果を発注審査会の会長である副町長に報告をさせていただいて、問題ないということを確認した後に落札決定を行っております。

それと、町道が完成したのが8月末であるけれども、町道工事はそれよりもまだおくれるのかというご質問があったかと思っております。町道工事につきましては、若干、周辺の用地の課題がありますので、我々が直ちには言えませんが、ご協力いただけたら年度内にも発注して、橋梁の工事が完成するときには、できるだけ完成するよというふうなことを考えております。

それとあともう1点、占用予定者もでございますので、その辺の工事調整も

行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 今、予定価格1回目の入札のときには7,200万余りとおっしゃったんでしょうか。そうすると、1回目、応札者がなくて不調やった、その予定価格より今回下げたということですか。応札者がなくて、今、不調の理由として、資材も高騰している、人件費も高騰している、人出が不足やということで、京都府下でも物すごく不調がふえています。それで、ちょっと上げて再入札というのが普通じゃないですか。1回目7,200万余りで、今回6,756万6,000円って、下げて人が来るというか、それは不思議なんですけども、そうなんですか。今、そうおっしゃいましたか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博） 7,796万5,000円と申し上げました。

以上でございます。

議長（村田忠文） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

議長（村田忠文） 再開いたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博） 申しわけございませんでした。上部工工事の1回目の予定価格は6,756万2,000円でございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 賛成の立場で討論します。

今回の梅溪橋の上部工工事については、非常に住民が待ち望んでいる工事で、非常に急ぐということや、今、全国的な建設工事の資材不足、人出不足等で工事がおくれるという傾向にある中で、どうしてもやらなければいけない工事である。1社入札ということについては、やはり不当なものではないということはわかりますけれども、やはり競争性を広く担保することというのと、好ましくないということは事実だと思いますが、今回については、高応札率について発注審査会も開かれて、中で協議もされたということもありますので、十分検討していただいたと思いますので、賛成したいと思います。

議長(村田忠文) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで討論を終わります。

これより議案第45号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第45号について同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員であります。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成25年10月井手町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時34分



右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 岩 田 剛